

目 次

○第1号（4月16日）

| | |
|--|---|
| 議事日程 第1号 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 開会・開議 | 3 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名について | 3 |
| 日程第 2 会期決定について | 3 |
| 日程第 3 諸般の報告について | 3 |
| 日程第 4 議案第42号 専決処分について 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第 5 議案第43号 専決処分について 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について | 6 |
| 日程第 6 議案第44号 第2号計画道路改良舗装工事請負変更契約の締結に ついて | 7 |
| 閉 会 | 9 |

平成30年第1回

榛東村議会臨時会会議録

第1号

4月16日(月)

平成30年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成30年4月16日（月曜日）

議事日程 第1号

平成30年4月16日（月曜日）午前10時45分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案第42号 専決処分について

榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第43号 専決処分について

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第44号 第2号計画道路改良舗装工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 宏美君 | 2番 | 善養寺 孝君 |
| 3番 | 蜂 巢 實君 | 4番 | 村 上 慎一君 |
| 5番 | 川 田 敏彦君 | 6番 | 小野関 治義君 |
| 7番 | 高 田 清一君 | 8番 | 清 水 健一君 |
| 9番 | 枡 井 保夫君 | 10番 | 小 山 久利君 |
| 11番 | 山 口 宗一君 | 12番 | 岸 昭勝君 |
| 13番 | 早 坂 通君 | 14番 | 南 千晴君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|----------|
| 村 長 | 真 塩 卓君 | 副 村 長 | 倉 持 直美君 |
| 総 務 課 長 | 清 村 昌一君 | 企 画 財 政 課 長 | 早 川 弘行君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦一君 | 住 民 生 活 課 長 | 山 本 正子君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 安 田 睦君 | 産 業 振 興 課 長 | 狩 野 宏記君 |
| 建 設 課 長 | 久 保 田 邦夫君 | 上 下 水 道 課 長 | 山 口 誠一君 |
| 会 計 課 長 | 浅 見 英一君 | 教 育 長 | 阿 佐 見 純君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 小 池 賢一君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 飯 塚 邦 守 | 書 記 | 志 岐 英 代 |
|---------|---------|-----|---------|

◎開会・開議

午前10時45分開会・開議

○議長（南 千晴君） ただいまから平成30年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において行います。

6番小野閑治義議員、7番高田清一議員を、本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長に説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

〔議会事務局長 飯塚邦守君発言〕

○議会事務局長（飯塚邦守君） お手元に配付いたしました諸般の報告によりご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

平成30年第1回榛東村議会定例会以後の議事につきましては、議決書の送付を3月16日付をもちまして榛東村長に送付いたしました。

2ページをごらんください。

一般報告でございますが、1番は渋川広域組合関係でございます。

3月23日に、広域組合大会議室におきまして議会運営委員会が開催され、南議長が出席されております。3月29日に組合議会臨時会が開催され、南議長、山口議員、小山議員が出席されております。

議題につきましては記載のとおりでございます。

次に、2番、群馬県町村議会議長会の関係でございます。

平成30年2月21日に、群馬県市町村会館において定期総会が開催され、南議長が出席されております。この中で、自治功労者表彰等表彰式典が行われ、南議長が議会議員勤続10年以上在職者一般表彰を受賞されました。

次に、3番、例月出納検査の結果に関する報告でございます。

平成30年2月分の検査結果が3ページ以降のとおり提出されておりますので、添付させていただきました。後ほどご確認ください。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。

よろしく願いいたします。

以上です。



◎日程第4 議案第42号 専決処分について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第42号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

[税務課長 岩田彦一君発言]

○税務課長（岩田彦一君） 議案第42号 専決処分についてご説明申し上げます。

専決処分書につきましては、議案書の2ページでございます。

説明につきましては、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の1ページをお願いいたします。

まず、趣旨・目的ですが、平成30年3月31日に公布された地方税法等の改正に伴い、榛東村税条例の規定内容について、地方税法等の改正に合わせた所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

主な改正内容としましては、年当たりの割合の基礎となる日数に関する改正（第20条関係）、村民税の申告に関する改正（第36条の2関係）、法人の村民税の申告納付に関する改正（第48条関係）、法人の村民税にかかわる納期限の延長の場合の延滞金に関する改正（第52条関係）、延滞金の割合等の特例に関する改正（附則第3条の2関係）、納期限の延滞にかかわる延滞金の特例に関する改正（附則第4条関係）、土地の下落修正措置、負担調整措置等の特例に関する用語の定義規定に関する改正（附則第11条関係）、土地の下落修正措置に関する改正（附則第11条の2関係）、土地等にかかわる負担調整措置及び農地にかかわる負担調整措置に関する改正（附則第12条及び第13条関係）。

なお、今回の条例改正につきましては、平成30年4月1日からの施行となります。

また、関係法令及び予算措置については議案参考資料のとおりです。

以上で議案第42号 専決処分についての説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

5 番川田敏彦議員。

〔5 番 川田敏彦君発言〕

○5 番（川田敏彦君） 議案の第42号の榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の箇所がありますので、反対討論させていただきます。

議案書の5ページの5行目のところで、法附則の「第15条の11第1項の改修実演芸術公園施設について、規定の適用を受けようとする者は」と、これ、榛東村には、これはないということなんですけれども、国の税改正に合わせてということですが、その中に、次に掲げる事項を記録した申告書に書類を添付して村長に提出しなければならないと、これがあります。

この12行目のところで、（1）のところで、「納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」と、こうあるんですが、この箇所に反対です。

理由は、12桁の個人番号、また13桁の法人番号ですかね、これが、やっぱり国民のプライバシーの問題、それから財産の情報の問題、これを国が管理するわけですね。私たちは、それは個人の問題もあるし、また社会保障費を削減する狙いもあると思われたので、私は反対なんですけれども、それがあるということと、それからもう一つは、このマイナンバー、個人番号が、個人情報や社会保障などの情報を自治体と行政機関がやりとりすると、情報連携ですかね、これがもう運用されています。そうしますと、この前、年金情報が大量に中国の業者に流れるという事態も起こりましたし、また、大阪の航空局ですか、資料が一般道に散乱するような事態が、管理の問題、それから個人情報が流れる問題など、そういう懸念というのがまだ払拭されていないと、このマイナンバー制度というのは、そういうのがあるということになります。なので、これが入っておりますので、これには反対というふうに思います。反対討論とします。

○議長（南 千晴君） 続きまして、賛成討論ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 議案第42号 専決処分について、賛成の討論を行います。

平成30年3月31日に公布された地方税法等の改正に伴い、榛東村税条例の規定内容に地方税法等の改正に合わせた所要の改正を行うために、のっとった改正であることが認められます。上位法による改正ということで、議案第42号の専決に賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第42号 専決処分について承認を求める件を原案のとおり承認することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成12。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第5 議案第43号 専決処分について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第43号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第43号専決処分について説明申し上げます。

議案書につきましては7ページでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

25ページをお願いします。

概要につきましては、平成30年3月31日、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行とされた改正部分につきまして、国民健康保険税の賦課事務を円滑に進めるため、榛東村国民健康保険税条例の規定の内容について所要の改正を直ちに行う必要があり、また、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、第2条関係としまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、54万円から58万円に引き上げるものでございます。

次に、第23条関係としまして、軽減判定基準の改正として、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を、27万円から27万5,000円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に

において被保険者の数に乗すべき金額を、49万円から50万円に引き上げたものでございます。

附則関係につきましては、施行期日については平成30年4月1日から。適用につきましては、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第43号 専決処分についての説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

まず、反対の討論から許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第43号 専決処分について承認を求める件を原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第6 議案第44号 第2号計画道路改良舗装工事請負変更契約の締結について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第44号 第2号計画道路改良舗装工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

本案は私の一身上に関するものであり、地方自治法第117条の規定により、議長は除斥となりますので、副議長と交代し、議事を進めていただきます。

ここで、議長交代のため暫時休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時1分再開

○副議長（高田清一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長が除斥となりましたので、地方自治法第106条の規定により副議長が議長の職務を行います。

日程第6、議案第44号 第2号計画道路改良舗装工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第44号について説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

本議案は、平成29年7月3日に議会の議決を受けました平成29年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業第2号計画道路改良舗装工事に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

当初契約額8,154万円から27万円減額いたしまして、契約額を8,127万円とする変更契約を締結しようとするもので、工事内容の変更の概要につきましては建設課長から説明申し上げます。

○副議長（高田清一君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、議案第44号 第2号計画道路改良舗装工事の変更概要についてご説明申し上げます。

議案参考資料の29ページをお願いいたします。

工期につきましては、平成29年7月3日から平成30年4月27日でございます。

工事概要でございますけれども、平成27年度から計画事業の高崎渋川線バイパス第2号計画道路改良舗装工事、工事延長332メートル、幅員6.5メートル、両側に2.5メートルの歩道を施工するものでございます。

主な変更内容でございますけれども、排水構造物工（管渠型側溝）施工延長約9メートルの増、舗装工（歩道舗装）施工面積の約150平米の減、その他数量確定見込みによる変更でございます。

以上、変更概要説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（高田清一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番 松井議員。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 9番松井です。

先ほど、変更内容の中で、金額については減額27万円、これはわかります。そういう中で、排水構造物工の施工延長増、舗装工施工面積の減、こういう課長から説明を受けておるんですけども、細

部、たかが27万円の減額でも、幾ら増額になって、幾ら減額になって、最終トータル27万円の減額なんですよと、この細部をお聞かせください。

○副議長（高田清一君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 主な変更と申しあげました排水構造物工の工事延長ということでございますけれども、金額的に申しますと、直接工事費で22万3,300円の増。先ほど全員協議会で、施工延長約5.3メートルと申しあげましたけれども、トータルで約9メートルの増ということでございます。

また、舗装工の施工面積、透水性舗装工の歩道部分の金額でございますけれども、44万500円の減、直接工事費でございますけれども、こちらが約150平米の減というものでございます。

以上、その他数量の確定見込みというものでございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第44号 第2号計画道路改良舗装工事請負変更契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（高田清一君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長の一身上に関する議案第44号が終了いたしましたので、ここで議長の除斥を解きます。

ここで、議長交代のため暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時7分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日付議された案件は全て終了しましたので、平成30年第1回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時8分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会副議長 高 田 清 一

榛東村議会議員 小 野 関 治 義

榛東村議会議員 高 田 清 一